

平成25年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成25年6月4日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 1号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 2号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 承認第 3号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 4号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 7 承認第 5号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第 8 報告第 1号 平成24年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 9 議案第26号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第10 議案第27号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第28号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(基盤整備促進・吉野地区)の変更計画について
- 第12 陳情第 2号 年金2.5%の削減中止を求める陳情について
- 第13 陳情第 3号 食料・農業・農村の発展に向けた要請について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 小 畑 傳 君
2番 滝 波 登喜男 君
3番 金 元 直 栄 君
4番 齋 藤 則 男 君
5番 長 岡 千恵子 君
6番 原 田 武 紀 君
7番 川 治 孝 行 君
8番 川 崎 直 文 君
9番 多 田 憲 治 君
11番 長谷川 治 人 君
13番 松 川 正 樹 君
14番 渡 邊 善 春 君
15番 河 合 永 充 君
16番 上 田 誠 君
17番 酒 井 要 君
18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員（1名）

10番 上 坂 久 則 君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松 本 文 雄 君
副 町	長	田 中 博 次 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	竹 内 貞 美 君
企 画 財 政 課	長	小 林 良 一 君
会 計 課	長	伊 藤 悦 子 君
監 理 課	長	南 部 顕 浩 君
税 務 課	長	川 上 昇 司 君
住 民 生 活 課	長	野 崎 俊 也 君
環 境 課	長	山 口 真 君

福祉保健課長	長谷川 斉 男 君
子育て支援課長	藤 永 裕 弘 君
農 林 課 長	河 合 淳 一 君
商工観光課長	酒 井 圭 治 君
建設課長	山 下 誠 君
上水道課長	山 本 清 美 君
下水道課長	太 喜 雅 美 君
健康福祉施設整備室長	山 田 幸 稔 君
永平寺支所長	酒 井 暢 孝 君
上志比支所長	加 藤 茂 森 君
学校教育課長	山 田 孝 明 君
生涯学習課長	長谷川 伸 君
町立図書館長	堀 まさ美 君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	清 水 満 君
書 記	平 林 竜 一 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る5月28日、町長より平成25年第4回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましてはご参集いただきまして、ご健勝にて一堂に会して、ここに本議会が開会できますこと、心より厚くお礼を申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策といたしまして、国、県で取り組みましたクールビズ期間に伴い、本町におきましても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成25年第4回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、小畑君、2番、滝波君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日、6月4日より6月18日までの15日間といたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、6月4日より6月18日までの15日間と

決定いたしました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案について提案理由の説明を受けます。

町長。

○町長（松本文雄君） 平成25年第4回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、提案いたします議案等についてご説明いたします。

6月に入り、水田の緑が一段と色濃くなり、九頭竜川の流れも日一日と輝きを増し、爽やかな季節を迎えておりますが、北陸地方の梅雨入りのニュースが気になるところであります。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜びを申し上げます。第4回定例会のご案内を申し上げたところ、お忙しい中をご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国の平成25年度予算が先月の15日に成立し、政府・与党は本月26日に会期末を迎える通常国会を延長しない方針を固めたことにより、参議院選挙は7月4日公示、7月21日投開票が濃厚となってまいりましたが、依然として消費税率の引き上げ、TPP問題など重要課題が山積しております。いずれも国民生活に密着した課題であることから、国民の視点に立ち、中長期的な観点から議論を進め、国民が納得のいく対応をされるよう強く望んでいるところであります。

さて、6月2日、3日の両日、日本マレットゴルフ協会主催による文部科学大臣賞第9回日本マレットゴルフ選手権大会が永平寺町松岡河川公園マレットゴルフ場で開催され、東京都や長野県、三重県を初め、全国各地から選手、役員464人が参加し、競技を通して交流を深めるとともに、当日は、物産品の販売や観光パンフレットの配布と観光ポスター等の展示を行い、本町の魅力をPRできたところであり、大会の開催に大きな成果を得たところであります。

また、平成26年度の北陸新幹線金沢開業、舞鶴若狭自動車道全線開通、さらに中部縦貫自動車道永平寺一大野間のうち福井北一松岡間の開通に向け、町内の主要観光地の魅力向上を図るため、これまで以上に観光情報の発信と本町のPRに努めていきたいと考えております。

さて、現在整備を進めております永平寺町の健康福祉施設「永平寺温泉 禅の里」につきましては、6月20日に施設が完成し、完成検査後に引き渡しを受け、

7月4日に落成式を行います。その後は、指定管理者による従業員の訓練や機械設備等の運転調整などを行い、7月13日に開業する予定としております。これにより町民の皆様の健康増進と介護予防、余暇の活用に大きな効果を発揮できるものと、また憩いの場として町民の皆様にもいつまでも愛される、親しまれる施設になるものと思っております。今後は、指定管理者と十分話し合いながら、きめ細かな運営になるよう指導していきたいと考えております。

合併時の最大の課題でありました機能補償道路につきましては、一般県道栃神谷鳴鹿森田線の光明寺地区から浅見地区までの事業区間延長3.2キロメートルにおいて工事完成の最終段階に入っており、全線5.4キロメートルが開通することに伴い、6月29日に開通式を予定しており、国道416号の渋滞緩和と通勤時間の短縮及び地域の活性化に大きく寄与するものと考えております。これまでに事業用地を提供された地権者の方々のご理解と地域の皆様の大きなご支援に心から感謝申し上げます。

行財政改革につきましては、第2次行政改革大綱を策定してから3年目を迎え、人件費の削減や事務事業の見直しなど、これまでの積極的な取り組みにより、中学校3年生までの子ども医療費の無料化、県下で一番安い保育料、ことし4月から始めた学校給食費無償化など、町独自の事業の実施に取り組んでいるところであります。今後も財政収支の均衡を図り、適切な事業の実施による財政運営を行い一層の財政健全化を図り、町民生活の向上に努めたいと考えております。

次に、道路網の整備について申し上げます。

中部縦貫自動車道につきましては、新たな福井北インターチェンジの盛り土工事が進められており、既に駐車場機能は本年4月より供用しております。福井北インターチェンジから越坂トンネルまでの2.2キロメートルの区間では、松岡高架橋や松岡インターチェンジの下部工事が完成したことから橋桁の上部工事が進められております。

谷口地区においては、大畑高架橋の上部と下部工事や谷口高架橋の上部工事が行われており、これに伴い本線の立木伐採が終了しております。

花谷地区から光明寺地区では道路改良工事が発注されており、本線の立木伐採及び掘削作業を行う予定をしております。

轟地区では、轟1号橋の工事用道路の整備工事が行われており、轟4号橋の工事用道路についても発注を予定しております。

これにより、谷口地区から轟地区までの3.6キロメートル全区間で工事が行

われることになり、永平寺―大野間全線の日も早い完成を目指しております。

それでは、今回ご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、平成24年度一般会計の補正予算（第9号）についてであります。総額2,064万3,000円の減額となっており、特別交付税や国庫支出金、県支出金等の額の確定や年少扶養控除の廃止等の税制改正に伴う町民税の増額及び基金の戻し入れによる歳入の補正、各事業等の事業費の最終調整に伴う歳出の補正を行いました。補正内容といたしましては、地方交付税1億8,000万余と財政調整基金の戻し入れ2億7,000万、基金積立金2,400万円余と例年より雪が少なかったことによる除雪委託料の減額等が主な内容となっており、24年度末の財政調整基金の額は23億700万余を確保することができました。また、実質公債費比率も14%前半の見込みとなり、さらに健全化が図られ、健全な財政運営ができたものと考えております。この補正予算につきましては3月28日付で専決いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

次に、平成24年度国民健康保険事業特別会計と平成24年度後期高齢者医療特別会計につきましても、基金積立金利子と被保険者の増加による医療保険料の増額に伴い所要の補正を行ったものであり、ご承認をお願いするものであります。

永平寺町税条例及び永平寺町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

地方税法等の改正に伴い、本町のそれぞれの条例を改正する必要性が生じたため、3月31日付で専決により処分いたしましたので、本定例会でご承認をお願いするものであります。

平成24年度一般会計繰越計算書の報告につきましては、永平寺口駅周辺整備事業外11の事業について繰り越しをいたしましたので、その金額や財源等について報告するものであります。

次に、平成25年度一般会計補正予算について、その概要を申し上げます。

歳出からご説明いたします。

まず、総務費におきまして、永平寺口駅周辺等整備事業における旧京都電燈古市変電所（レンガ館）改修に伴う調査と、本年3月に永平寺町地域防災計画を改訂いたしましたので、その実効性と町民の防災意識の向上を図るため、地域防災計画の概要版と防災ガイドブックを作成することとしております。

農林水産業費におきましては、平成21年度から取り組んでまいりました吉野地区の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業において、換地計画に伴う清

算をすることとしております。

土木費におきましては、道の駅整備に必要な敷地全体の用地測量を行うほか、地域振興施設のあり方等について検討するための道の駅整備検討委員会（仮称）に要する経費を計上しております。

教育費におきましては、志比小学校の校内放送設備の修繕を行うほか、松岡中学校において、県の補助事業である環境・エネルギー教育支援事業に取り組み、生徒たちの放射線に関する正しい科学的な知識の習得に努めることとしております。

以上により、総額1,484万5,000円を増額いたしました。これら歳出の財源となります歳入では、県支出金と繰越金を増額しております。

次に、条例の一部改正については、永平寺町健康福祉施設「永平寺温泉 禅の里」が今年20日に完成し、7月13日に開業の予定としていることから、永平寺町行政組織条例の一部を改正する必要がありますので、提案するものであります。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の計画変更につきましては、計画区域の変更に伴い、土地改良法第96条の3に基づき議会の議決を求めるものであります。

最後に、人権擁護委員候補者の推薦であります。委員1名が本年9月30日に任期満了となりますので、法律の規定に基づき、その推薦について議会の意見を求めるものであります。

これら提案いたします議案等につきましては、上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会に当たり、議案等の概要と所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

～日程第3 承認第1号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、承認第1号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程いただきました承認第1号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、平成25年3月28日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,064万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,973万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、目4財産管理費、基金積立金2,442万7,000円につきましては、自主財源の確保と次年度以降の基金運用の適正化を図るため、財政調整基金への積立金を計上させていただきました。

次に、款3民生費、目3児童措置費、児童手当597万5,000円の減額につきましては、児童手当給付制度の所得制限の導入による改正と児童手当支給対象者の減に伴い、減額分を計上させていただきました。

後段の目4児童福祉施設費、常勤嘱託職員賃金1,327万円の減額につきましては、保護者の保育ニーズに対応したことと、土曜日、早朝など、延長時間に預かる園児が少なかったため、当初見込みより実績が少なかったことにより減額分を計上させていただきました。

次に、款8土木費、目2道路橋梁維持費、除雪委託料1,007万円の減額につきましては、当初の計画より降雪量が少なかったため、除雪委託料の減額分を計上させていただきました。

後段の目3道路新設改良費、県営道路整備事業負担金1,652万7,000円の減額につきましては、県営道路整備事業につきまして、県単道路改良工事など次年度へ繰り越しとなったことから、負担金の減額分を計上させていただきました。

した。

次に、款10教育費、目1学校管理費、修繕料77万2,000円につきましては、御陵小学校体育館の屋根の一部が破損したことから早急に修繕の必要があるため、修繕料を計上させていただきました。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

款1町税、目1個人、現年課税分、所得割7,000万円につきましては、平成24年度分からの税制改正による16歳未満の年少扶養控除の廃止、16歳以上19歳未満の特定扶養から一般扶養への改組等による増収分を計上させていただきました。

後段の目2法人、現年課税分420万円の減額につきましては、景気低迷による法人税割340万円の減及び法人の廃業等による均等割80万円の減収分を計上させていただきました。

次に、後段の目1固定資産税、現年課税分、償却資産1,900万円につきましては、電力、通信事業者のインフラ整備及び鉄道事業者の設備投資などによる大臣配分額及び知事配分額の償却資産の増収分を計上させていただきました。

次に、款8地方特例交付金964万円の減額につきましては、平成24年度の制度改正に伴い、子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金、自動車取得税交付金が廃止となり、地方特例交付金が836万円に確定いたしましたので、当初予算額1,800万円から減額をするものでございます。

次に、款9地方交付税、特別交付税1億8,643万1,000円につきましては、平成24年度の特別交付税額が6億2,643万1,000円に確定いたしましたので、当初予算額4億4,000万円に増額をするものでございます。

次に、款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金、児童手当負担金1,882万7,000円の減額につきましては、中学生に対する負担割合10分の10から6分の4への変更に伴う児童手当支給制度の見直しにより平成24年度の児童手当負担金の額が確定しましたので、減額をするものでございます。

次に、款14県支出金、目1民生費県負担金、児童手当県負担金638万8,000円につきましては、同じく児童手当支給制度の見直しによるもので、中学生に対する県の負担割合が新たに6分の1生じることにより増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

款15財産収入、目2利子及び配当金、基金利子20万5,000円につきましては、当初予算で416万2,000円を計上しておりますが、財政調整基金ほか10基金にかかる利子が確定いたしましたので、増額分を計上させていただきました。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金2億7,000万円の減額につきましては、一般財源が確保されたことから、自主財源の確保と次年度以降の基金運用の適正化を図るため、当初予算で2億7,000万円を取り崩す計画としておりましたが、全額戻し入れをするものでございます。

以上、承認第1号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回の補正、24年度の専決ですけれども、何点かで。

1つは、歳入の町税のところですね。年少所得の控除の廃止等で、いわゆる児童手当の支給対象以外の人たちというのはどれくらいいらっしゃるのか。現実的に所得割が約7,000万ふえているということは、それ全額この控除の廃止による増税分かというのを。その2点ですね。

2つ目は、児童手当の所得制限はどの辺でされるようになったのか。その影響、本町ではこの597万5,000円ですか、でいいとみていいのかが2つ目。

3つ目は、あずけて安心子育て充実事業で、いわゆる子どもさん方の時間外預かりが少なかったからということで嘱託職員の時間外賃金が1,327万減らされています。かなり大きい金額やと私は思います。これは本当に、いわゆる父母の要望どおり実施した結果か、それとも、例えば行政から何か指導したことはなかったのかということも含めて、ちょっとお聞きしたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） お答えをさせていただきます。

今ほどの年少控除のことをごさしまして、本年、24年から年少控除の変更がございまして、個人住民税におきましては、普通課税分といたしましていろいろ控除がございまして、税額控除等を含めますと6,300万円ほど、それに退職金にかかる課税が800万ほどありまして、合わせて7,000万となった次第

であります。

また、一般扶養及び特定扶養の人数等につきましては、23年実績と比べさせていただきますと、一般扶養におきましては約949人の減、特定扶養につきましては327人の減となっております、この分にかかる課税が増となったものと判断をしております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） お答えをさせていただきます。

所得制限の線引きにつきましては、今ちょっと資料を本日持ち合わせておりませんので、後日お知らせさせていただきたいと思います。

お願いいたします。

○3番（金元直栄君） 時間外とかで1, 327万。

○議長（伊藤博夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 保育士の賃金の減額につきましてでございますが、まず保育士についての減額ですが、当初、全ての嘱託職員に対しまして1日勤務、要するにフルタイムの勤務で予算化しておりましたが、実際、半日勤務等でフルタイム勤務する保育士さんが減ったということに伴う時間数の減少、それに伴う期末手当の減少がございます。それから、時間外、早朝、延長につきましては、当初の見込みより時間外等に園児を預ける保護者の方が少なかったということで、保育士のやりくりで何とか賄えたということで減額となりました。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） いわゆる子ども手当というんですかね、そういう児童手当の支給に伴っていろんな控除がなくなされたということで結構話題になりました。その対象、要するに、子ども手当を受けられる、児童手当を受けられる世代と、それに関係しない世代では大きな増税になるということが言われていた結果がここで、6, 300万というかなりの金額なんですね。6%かぐらいの増税になっているわけですね。やっぱりこれは大きいなと思うんで、その辺どうお考えなのかというのはちょっと当局にお聞きしたいですね。私はこの条例改正には反対しておりましたので、その辺もきちっと聞いておきます。

2つ目は、資料は後で、児童手当の所得制限のことについては出してもらえばいいと思うんですが。ただ、本来、所得制限って、子どもを持つ親に対してどう

いう形で支援していくかということが原点ですから、単純に削られるというのはまずいし、所得制限で本町で何人ぐらい、どれぐらいの影響があるんかというのも、資料として出すときには示してほしいと思います。

ちょっと心配したのは、その下の保育士の臨時の人たちというんですかね、嘱託職員の賃金とかというんで、一つは嘱託職員の賃金、1日計上していたのが半日だったりということですが、それが勤めている人たちの都合によるものなのか、それとも、いわゆる人数とか町の側の減員によって、きょうは半日でいいわってことになるのかということとはちょっと微妙で大事なことなんですね。特に嘱託職員というのは、その賃金が保障されていない。身分も保障されていないんですが。正職員との関係で言うと、最近では、同じような仕事をこなしながら賃金に差があるというのが大きな社会問題にもなっているところですけども、そういうときに、こっちの都合で、当てにしていた賃金が減らされるということがあってはならないと思っています。その辺がどうなっているのかは、やっぱりきちっとわかるように示してほしいし。

もう一つは、保護者が時間外なんかを要望されたときに、なかなか難しいんやとか、例えば園をあっちにかわってくれとかということになってしまうと、これまた本当に保護者のニーズに応えられているのかということにも問題になるんで、ただ単に安上がり、減額されたということで納得できんというんか、よくわからないところがあるんで、その辺もどうなっているのかというのを資料として示していただくとありがたいかなと思っています。

専決でやられているんですが、これ今後のこともあるので、その辺はぜひ示していただきたいなと思うところです。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） 1点目につきましてお答えをさせていただきます。

課税のことにつきましてのご質問だったかと思いますが、私どもの課税につきましてはさきの議会等でもお話をさせていただいておりますが、全国一律に示された税率をもとに、私どももその税率を使わせていただいて課税をさせていただいていると。私どもが特段新たな税率を設定して課税しているということとはございませんので、その点ご理解をいただきたいと。そういうふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） お答えさせていただきます。

賃金の時間数とか、町の都合とか、ご自分の都合とかで減らされているのではないかとございますが、一概に町側がそのまま、お預かりしている子どもさんが少ないからといってむやみやたらに減らしているということでは決してございませんし、本人さんのご都合もあると思います。一概にどちらがどちらということではございません。また、ただ単に町だけの都合ということでは決してないということをございます。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

原田議員。

○6番（原田武紀君） 予算書の10ページの一番下の修繕料、御陵小学校の体育館の屋根の修繕だということなんですけれども、これまだ建ってから、たしか私の記憶では10年たっていないんじゃないかなと思いますけれども。

前にも強風が吹きまして、新しい体育館が一部破損したことがあったんですね。そのときに、かなり施工不良もあったんじゃないかという議論があったんですわ。ほんで比較的新しい体育館の屋根が、何でこれ傷んだんかなということ、その辺のそういう疑いはなかったんかどうか、どういうところが傷んだんかなということがちょっと気になったものですから質問させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） 今ほど議員さんからご指摘の件ですけれども、今回、御陵小学校の体育館の西側、東側のほうから雨漏りが2月の下旬に発見されました。それで緊急性を要するというので、その雨漏り調査をしました。その結果、ちょうど西、東の屋根と外壁とのつなぎ目というんですかね、コーティングしてある部分なんですけれども、そこに数カ所不良箇所が見つけれましたので、そこをコーティング及びカバーをつけるというふうなことが必要になりましたので、今回、2月の時点で発見し、3月上旬に調査業務をしたわけですけれども、緊急性を要して、また、なおかつ5月、6月の梅雨時期の前に早期に直したいということで今回させていただきました。

今、議員さんおっしゃられました、過去にもこのようなよく似た補修なり傷みがあったということをお聞きしたんですが、まだ私、ちょっと細かく把握していないので申しわけございません。また、今回専決した内容の中には、高いところですから、今の調査業務で足場をつけて調査業務をしました。ですから、その足

場を生かしながら少しでも補修経費を安くしたいということもありまして、早急に対応させていただいた次第です。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 原田議員。

○6番（原田武紀君） 施工不良の関係がなかったんかどうか。あったとしても、多分の期間は過ぎているでしょうし、たしかやったのは前川元組だったと思うんですけど、その会社も何か多分私の記憶では倒産してというんか、そんなんでどうしようもないでしょうけれども、そういう感じではなかったんかだけ確認させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山田孝明君） その件につきましては、工事の当時の状況、またそれ以降の管理状況等も確認いたしまして、こちらでも精査していきたいと思えます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議があります。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町税の児童手当の支給に伴う国による一時的な、いわゆる控除の扱いの問題で増税になるということは確かに以前から言われていましたし、大きな論議にもなってきたところです。それについては町のほうでは及ばんところではあるというのはわかっているんですが、やはり金額を見てみるとかなり大きい増税になるというのも今になってわかってきているところです。これらについてはどうしても、それを認めていくと、条例に反対しておりますので、その辺ではやっぱり整合性がとれないということで、きちっとそれについては認められないということを書いていきたいし、ぜひ町においても、国のやることがおかしいとしたら、国に対して、それは問題ではないかという声を上げていってほしいと思っています。

これは2つ目ですが、子育て支援のところで、反対の理由とは言いませぬけれども、時給が約1割削られているんですね。減額されている。確定で。これ例えば時給1,000円で計算しますと1万3,270時間になるんですね。これはかなり大きい。そうなってくると、やっぱり実際どうなっているんかというのは詳しく示しておく必要があるんじゃないか。それは嘱託の職員の人たちにしわ寄せがあるかもしれない。逆に言うと、行政の保育に対するいろんな声かけのところで相談に乗ったところで何か問題が生じていることがあるかもしれないということは、やはりちょっとこれ大きいことから、十分な資料をどこかで示していただいたほうがいいと。今これを反対の理由にはしませんけれども、大きな疑問として残るので、そのことは言っておきたいと思うんです。

一つは、今まで地方税法の問題では反対してきたこともあるので、そのことに対してはきちとした態度をとっていくと。もう一つは、やっぱり大きな疑問をどう解決していくかというところでの資料を十分に示してほしいなと思っているところです。

よって、態度としては反対の立場をとっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ないようですから、これにて討論を終わります。

承認第1号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を起立にて採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

～日程第4 承認第2号 平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第4、承認第2号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 続きまして、上程いただきました承認第2号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認につきま

して提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、平成25年3月28日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,195万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、15ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

款8基金積立金、財政調整基金積立金1万円につきましては、平成24年度の基金利子が確定いたしましたので、基金積立金を予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、17ページをお願いいたします。

款8財産収入、基金積立金利子1万円につきましては、平成24年度の基金利子が確定いたしましたので、増額をするものでございます。

以上、承認第2号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

承認第2号、平成24年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決

処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決定いたしました。

～日程第5 承認第3号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第5、承認第3号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(小林良一君) 続きまして、上程をいただきました承認第3号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、平成25年3月28日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の22ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,136万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、23ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金78万5,000円につきましては、後期高齢者医療保険料収入の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額をするものでございます。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、25ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、現年度分普通徴収保険料78万5,000円につ

きましては、被保険者の増加に伴う後期高齢者医療保険料収入の増額を予算化するものでございます。

以上、承認第3号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第3号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第6 承認第4号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第6、承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（川上昇司君） ただいま上程いただきました承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に交付されたことに伴いまして、永平寺町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたし、承認をお願いするものでございます。

議案書29ページをお願いいたします。

この改正の内容といたしまして、本文第34条の7第2項につきましては、「第314条の7第2項」の下に、ふるさと納税に係る特例控除額について復興特別所得税2.1%の影響を考慮し、寄附金税額控除における特例控除額の特例読みかえ規定を追加するものでございます。

本文第54条第5項及び第131条第4項につきましては、法附則第14条関係で独立行政法人森林総合研究所が事業等により取得する土地にかかる不動産取得税の非課税措置の適用期限の到来に伴う廃止によるものでございます。

附則第3条及び附則第4条につきましては、国税の延滞税等の改正に合わせ、延滞金、還付加算金の利率の引き下げを行うもので、本則14.6%の部分を特例基準割合に7.3%を加えた率に、納期限後1カ月以内の法則7.3%の部分は特例基準割合に1%を加えた率に、また、還付加算金については特例基準割合とするもので、平成26年1月1日以降の延滞金等について適用するものでございます。

30ページをお願いいたします。

上段、附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別税額控除が平成26年1月1日から平成29年末までの4年間延長されることに伴う改正でございます。

中段から31ページにかけましては、附則22条の2につきましては、東日本大震災により滅失した居住用家屋の敷地を、その相続人が所有していたものとして居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとする改正でございます。

32ページをお願いいたします。

附則23条につきましては、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間の特例の改正によるものでございまして、第1項につきましては、大震災により滅失した家屋の住宅控除について、相続人であっても所有者とみなす改正、第2項につきましては、大震災により滅失した家屋の所有者が建てかえた住宅につきましては、平成26年4月以降の居住開始であれば控除限度額を7%に拡充する改正でございます。

なお、施行期日は、本文第34条の7第2項並びに附則第3条の第1項及び第2項、第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2、第23条については平成26年1月1日より、附則第3条第3項、第7条の3の2及び第23条については平成27年1月1日より、その他の条項は平

成 25年4月1日からの施行となります。

以上、承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 2点あります。

1つは、地方税法の改定については、なかなかわかりにくい状況があるというのはいつも言っているところですが、ただ、今回資料として示されたものを見ていますとそれなりにわかりやすくなっているなというのは感じとしてあります。だから、この改定によって町民への影響はどのようなところで生じるのかというのが一つですね。簡単でいいですから。金額が幾らとかそんな細かくではなしに、こういうふうなところに影響が出るんでないかというのがあれば。

2つは、還付のところで、延滞利息は高いんだけど、町の還付加算金というのはかなり安いんですね。本当に十何年ぶりにこれは改定されたというわけですからそれはそれで一歩前進したのかなと思うんですが、例えば町の責任で取り過ぎた税金というのがよく話題になりますけど、そんなのを返すときにはどういう扱いになるのかというのも1つだけ、例としてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） お答えをさせていただきます。

今回の税改正に伴いまして、町民の影響という問いやっただと思いますが、今ほどお話しさせていただきましたように、主に延滞金、還付加算金、あと住宅取得控除関係の控除が主となっております。これにつきましては平成26年1月1日以降の適用が主でございまして、今のところは影響は見かけられないと認識しております。

第2点目の延滞金、還付加算金につきましてのご質問でございしますが、ご存じのように、延滞金につきましては納税を促すために課されるものでございまして、期限内納付ということに視点を置きまして、期限内に納税いただきました納税者と期限後に納税いただきました納税者の差をつけるということで設けさせていただいております。また、還付加算金につきましては、今ほどお話しさせていただきましたように、過誤納に対して加算される利子の意味合いの強いものと認識しており

まして、今ほどの各乗率の差についてでございますが、延滞金につきましては、やっぱり滞納行為に対する罰則の意味合いが強いもので高く設定がされておりまして、還付加算金につきましては過誤納に対するものというふうなことで全国一律の率で今回も改正になっております。

今後どういうふうになっていくかということでございますが、誤った課税で納め過ぎという方がございました場合にはこういうものを適用させていただきますが、ほとんどのときにつきましては、今ほど、課税側としましてはそういうふうな過ちを犯すような課税をしているというのはごくまれでございます、これまで同様と認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町民への影響についても説明されました。ただ、いわゆる納税環境のところで言うと、延滞金については制裁的な意味合いもあると、還付加算についてはここに示してあるとおりでということなんですが、ちょっと私は矛盾するなと思っています。

延滞金といいますけれども、それは町にもあると思うんですが、税条例の中にはそういう延滞金を取るのが目的じゃないわけですから、やっぱり納税促進という意味があるわけですから、いろんな話の中でその減免のやつなんかもいろいろやられている自治体、きちっと条例化をしてやられているところもあるようです。要するに、課税した課税額そのものをどう回収するかということが大事です。特に本町の場合、長期のいわゆる繰越滞納金というんですか、そういうのがありますから、単純にこれをどうするかということだけでは済まないんじゃないかなと思うところがあるので、その辺は十分考えていってほしいと思います。

その辺だけちょっと質問として言っておきます。

○議長（伊藤博夫君） 税務課長。

○税務課長（川上昇司君） いろいろお話しいただきましたけれども、町といたしましても適正な課税、適正な対応ということでいつもやっております。今ほどのお話も十分考慮しながら今後対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 承認第5号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第7、承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（川上昇司君） ただいま上程いただきました承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の33ページをお願いいたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に交付されたことに伴いまして、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたし、承認をお願いするものでございます。

議案書の35ページをお願いいたします。

条例第5条の2、第7条の3、第21条につきまして、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間で2分の1減額するものを恒久化することに加えまして、その後3年間につきましても、激変緩和策といたしまして4分の1減額する措置を講じるものでございます。

36ページをお願いいたします。

附則第19条につきましては、税条例附則第22の2と同様に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を所得割の算定に適用

するものでございます。

施行期日は、附則第19項につきましては平成26年1月1日から、その他の条項につきましては平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

採決します。

承認第5号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

15分まで休憩いたします。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、町長の提案理由について一部訂正の報告があります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 先ほどの提案理由の中で、健康福祉施設「永平寺温泉 禅の里」の落成式の期日を7月4日と申し上げましたが、7月3日ですので訂正させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君）　そういうことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

～日程第8　報告第1号　平成24年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長（伊藤博夫君）　次に、日程第8、報告第1号、平成24年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君）　ただいま上程をいただきました報告第1号、平成24年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきご報告をさせていただきます。

議案書の38ページをお願いいたします。

それでは、主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、永平寺口駅周辺等整備事業1億2,465万7,000円につきましては、駅前ロータリーの整備に伴い、バス車庫移転等の関係者との協議に時間を要したことや、新駅舎の建設に伴い、えちぜん鉄道及び中部運輸局との協議により、年度内に完成できないことから繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、健康福祉施設整備事業1億8,113万4,000円につきましては、健康福祉施設の工事におきまして、昨年11月、請負業者が倒産したことにより工事が一時中断となったため、施設の整備が年度内に完成できないことから繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、農山漁村活性化対策整備事業3,033万円につきましては、松岡吉野、光明寺地区の農山漁村活性化プロジェクト支援事業におきまして、早期事業完成のため、前倒しにより予算化しましたが、年度内に完成できないことから繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、道路改良、橋梁改修等事業1億9,813万円につきましては、歩行者などの安全確保のため、歩道整備、消雪及び橋梁の修繕、道路の総点検など、前倒しにより予算化をいたしました。が、年度内に完成できないことから繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、小学校施設耐震補強等事業1億3,530万1,000円及び項3中学校費、中学校施設耐震補強等事業1億6,169万9,000円につきましては、児童生徒が安全、安心で快適な環境で学習でき

るよう小中学校施設の耐震補強工事を早期に完成するため、前倒しにより予算化をいたしました。が、年度内に完成できないことから繰り越しをさせていただいたものでございます。

繰越額が12事業9億4,248万9,000円でございます。財源につきましては、国庫支出金といたしまして3億3,419万9,000円、合併特例債及び緊急防災・減災事業債など地方債が4億円、一般財源は2億829万円でございます。

以上、報告第1号、平成24年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは全協での説明のときにも、2番の永平寺口整備費と健康福祉施設整備事業については、あとのやつとはちょっと別だということで説明を受けました。

国はこの間、いわゆる単年度予算というんでなしに、連続何カ月予算ということで、地方の経済対策として大型補正を組んでこういうことをやり出して何年か目に入ると私はちょっと思っています。これちょっと心配なのが、国はそういうことを交付金として地方自治体に支出するよと言いながら、いわゆる説明とかいろんな要綱と違ってその支出、国からの交付金がおくれることが実際いろんなところで生じていると私は思っているんですね。交付金は来ない、工事は発注したわというふうなことで、ちょっとちぐはぐなことが実際起きているようなことはないのか、その辺はどうなのかということをお聞きしたいです。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 今回は緊急防災・減災事業債ということで、これは充当が実は100%でございます。通常ですと交付税算入が70%でございますけれども、国の予備費を使うということで今回は80%でございます。という中で、町のほうも国を信頼しまして行っておりまして、町といたしましては、その交付税算入につきましては予定どおり来るものと考えております。今までも交付税に算入ということで詳細につきましては余りわからない面もございましてけれども、交付税には算入されていると考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町はほかの会計との関係で大きなお金を抱えているということもありますけれども、実際、小さいところでは、そのお金が入ってくる期日に入っていないということで、交付される予定だった時期に来ないということもあって、いわゆる支払いなんかを立てかえを生じたりすることもどうもあるみたいなんです。その辺は、こういう予算のつけ方はこれからも、この間、繰越明許というのはかなり前倒し的な扱いで大きい年度が続いているように私は思っていますけど、そこらは十分考えて、国のほうもそういう方針でやるならどうしていくのかということを考えながら進める必要があるんでないかな。現に25年度の当初予算、国の予算についてはかなり、5月の中旬になって国会をとというような状況ですから、そんなことを考えると、そんなこともちょっと考えながら進めていくべきではないかなとちょっと思っていることだけ言っておきます。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） その辺の前倒しと予算化につきましては、町もその辺も十分考慮しながら対応させていただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第1号、平成24年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第9 議案第26号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第9、議案第26号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程をいただきました議案第26号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,484万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4,

074万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、42ページから43ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出につきましてご説明をさせていただきます。

46ページをお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、旧京都電燈古市変電所改修調査委託料205万8,000円につきましては、旧京都電燈古市変電所、レンガ館でございますが、施設改修に伴い、国の登録有形文化財（建造物）に登録されていることから、事前に文化庁と協議をする必要がございまして、建物の改修及び現況調査等の委託料を計上させていただきました。

後段の一般コミュニティ助成事業補助金220万円につきましては、宝くじの社会貢献広報事業の促進を目的に、コミュニティ活動の活性化につながる地域活動に対する助成金で、今回の補助団体は龍童太鼓保存会で太鼓等の購入に対する補助金を予算化するものでございます。

次に、目9防災費、地域防災計画（概要版）・防災ガイドブック作成業務委託料536万6,000円につきましては、平成25年3月の永平寺町地域防災計画の改訂に伴い、町民の防災意識の向上と地域防災計画の実効性を高めるため、防災計画（概要版）と防災ガイドブックの作成委託料を計上させていただきました。

次に、款3民生費、目3心身障害者福祉費、全国盲人福祉大会補助金13万2,000円につきましては、6月21日から23日に鯖江市のサンドームで開催されます第66回全国盲人福祉大会に伴う負担金を計上させていただきました。

議案書の47ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、目4農地費、換地清算支払金101万円につきましては、平成21年度から進めております農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に係る吉野地区の基盤整備において、区画整理に伴う換地計画に基づき清算をするため、換地清算支払金を計上させていただきました。

次に、款8土木費、目3道路新設改良費、道の駅整備検討委員会報償費17万2,000円につきましては、道の駅の地域振興施設の内容について検討委員会で施設の方向性と運営方法等を協議することから、委員の報償費を計上させていただきました。後段の道の駅用地境界測量委託料41万2,000円につきまし

ては、道の駅の整備において、福井県が行う整備に合わせて永平寺町も並行して事業を進めており、敷地全体の用地測量を行う必要があるため、委託料を計上させていただきます。

次に、款10教育費、目1学校管理費、修繕料132万9,000円につきましては、志比小学校の校内放送設備が故障したため、音声システムユニット及びモニター等の修繕料を計上させていただきます。

後段の目2教育振興費、消耗品費3万1,000円及び教材備品6万9,000円、合わせて10万円につきましては、里地里山クラブ活動費として、里地里山に関する事業において県内21の小学校で指定を受け、本町は志比北小学校が指定を受けましたので、観察会等で使用する学習備品等を予算化するものでございます。

48ページをお願いいたします。

款10教育費、目2教育振興費、教材備品購入費70万円につきましては、松岡中学校において、放射線に関する科学の授業を取り入れて、環境・エネルギー教育と放射線に関する正しい知識を持たせるため、学習備品の購入費を計上させていただきます。

次に、後段の目4文化財保護費、文化財調査報償費12万円につきましては、町内にある江戸時代の歴史的建造物について記録保存を行うもので、専門家による伝統建造物現況調査を行うため、調査に伴う報償費を計上させていただきます。後段の埋蔵文化財調査支援業務委託料71万6,000円につきましては、上水道配水池建設事業に伴い、吉野地区において施設の整備箇所が埋蔵文化財包蔵地内と確認されましたので、発掘調査委託料を計上させていただきます。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、45ページをお願いいたします。

款14県支出金、目8教育費県補助金、里地里山クラブ活動事業補助金10万円につきましては、里地里山について生物多様性や環境保全に関する観察会等の学習備品に対する県補助金を予算化するものでございます。後段の環境・エネルギー教育支援事業補助金70万円につきましては、市町の自主的な環境・エネルギー教育に関する学習をするための学習備品等に対する県補助金を予算化するものでございます。

次に、款18繰越金、純繰越金、前年度繰越金1,080万8,000円につきましては、6月補正予算に係る財源として平成24年度からの純繰越金を予算

化するものでございます。

次に、款19諸収入、節2総務費雑入、一般コミュニティ事業助成金220万円につきましては、宝くじの社会貢献広報事業の促進を目的に、コミュニティ活動の活性化につながる地域活動に対し、財団法人自治総合センターが補助する助成金を予算化するものでございます。

後段の節5農林水産業費雑入、農山漁村活性化対策整備事業換地清算金101万円につきましては、平成21年度から進めております農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業において、吉野地区の区画整理に伴う換地計画に基づき清算をするため、換地清算金を予算化するものでございます。

以上、議案第26号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第9、議案第26号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についてを、会議規則第39条第1項により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第10 議案第27号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第10、議案第27号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中博次君） ただいま上程をいただきました議案第27号につきましてご説明を申し上げます。

議案書49ページをお願いいたします。

現在、上志比地区で整備を進めております健康福祉施設「永平寺温泉 禅の里」につきましては、町長の提案理由にもございましたけれども、6月20日に施設が完成をいたしまして、指定管理者によります開業の準備などを経まして、7月13日に開業する予定であることから、永平寺町行政組織条例につきまして所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、健康福祉施設の整備を担当してまいりました健康福祉施設整備室を廃止いたしまして、廃止後の健康福祉施設に関する業務を福祉保健課のほうに移管するものでございます。

条文の改正につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、健康福祉施設の開業後も工事費等の清算など、健康福祉施設整備室での処理すべき業務がございますことから、別途、本条例の施行期日を定める規則というものを定めまして、その中で施行日につきまして決定をさせていただくと、こういうこととしておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは健康福祉施設ということがその役割をなくすからということなんです、ちょっと私勘違いしてたら謝りますけど、いわゆる課と同じ扱いをしてきたと思うんですね。以前、室があったときには室長がその理事者として本会議に出てきていたことはないように思うんです。だから課の改廃になるということになれば、ある意味、機構改革。それらについては、やっぱりそれなりの方針を持って示すべきでないか。仕事なくなるからなくすただけではなく、例えば、その後に人事異動もあるのかもしれないということなんかも、一つの方向性をやっぱり示してほしいということだけちょっと言っておきます。

○議長（伊藤博夫君） 副町長。

○副町長（田中博次君） 今ほどおっしゃいましたように、現行の行政組織条例におきましては、第1条に「次に掲げる課（室）及び支所を置く」という中で、健康福祉施設整備室を置いてございます。ということで、これはいわゆる課内室ではなくて、課と同様な組織ということでご理解いただければよろしいかと思います。

おっしゃったように機構改革ではないかというお話でございますが、これにつきましては、今ほども提案理由の中でご説明申し上げましたように、施設の整備そのものが6月20日には済みます。ただし、その残務処理といえますか、事務処理が若干残っておりますので、それを済ませた後、課を廃止しまして、その事務を今後の健康福祉施設に関する事務を福祉保健課のほうに移管したいと、こういうものでございますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第10、議案第27号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第39条第1項により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第11 議案第28号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の変更計画について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第11、議案第28号、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の変更計画についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 議案第28号、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の変更計画についてご説明させていただきます。

議案書50ページをお願いいたします。

本交付金につきましては、平成20年の12月議会におきまして、土地改良法第96条の2の2項において議会のご承認をいただいて事業を開始させていただいております。

今回、土地改良法第96条の3項において事業の計画変更が必要となりましたので、変更につきましても町の議会の承認、議決をお願いしたいということで提

案させていただきました。

1、事業名、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）。2、事業概要、農業生産基盤整備9.4ヘクタール。3、総事業費、1億8,584万円。4、事業期間、平成21年度から平成25年度まで。5、事業主体、永平寺町。

2枚おめくりいただきまして、52ページをお願いいたします。

51ページにつきましては当初の一定地域調書、52ページにつきましては変更の一定地域調書。赤の2字、6字、9字、13字が変更となっております。

おめくりいただきまして、53ページ。

まず1番の用途区域変更ということで、緑色につきましては関西電力、4番の緑色についても、東側につきましては、これも関西電力の鉄塔ということで減額になっております。また、4番の緑色につきましては、これは住宅等の用途へ行くということで、これも減額となっております。また、2番の赤、4番の赤印につきましては、区域に編入しておりますので増となっております。

また、3番の茶色の農道及び4番の茶色の農道については農道としての面積ということで、これだけ水色の農道の計画でありましたけれども、茶色ということで農道の面積区域がふえているということで変更となっております。

以上、議案提案につきまして説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第11、議案第28号、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の変更計画についての件を、会議規則第39条第1項により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第12 陳情第2号 年金2.5%の削減中止を求める陳情について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第12、陳情第2号、年金2.5%の削減中止を求める陳情についての件を議題といたします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第13 陳情第3号 食料・農業・農村の発展に向けた要請について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第13、陳情第3号、食料・農業・農村の発展に向けた要請についての件を議題といたします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時 分 休憩）

（午 時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程は議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

なお、明日5日から9日までを休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、明日5日から9日までは休会とすることに決定いたしました。

なお、10日は定刻より本会議を開会しますので、ご参集のほどよろしく願いたいと思います。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 0時00分 散会)